

平成30年4月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第2292号 契約締結差止等請求事件

口頭弁論終結日 平成30年2月15日

判 決

5 当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

- 1 被告は、消費者との間でXiサービス契約及びFOMAサービス契約を締結するに当たり、別紙2契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、別紙2契約条項目録記載の契約条項が記載された契約書の用紙を廃棄せよ。
- 15 3 被告は、その従業員に対し、下記の内容を記載した書面を配付せよ。

記

株式会社NTTドコモは、消費者との間でXiサービス契約及びFOMAサービス契約を締結するに際し、別紙2契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した本件各契約を行うための事務を一切行わないようにし、当該条項が記載された契約書の用紙は全て破棄して下さい。

以 上

第2 事案の概要

- 25 1 本件は、消費者契約法（以下単に「法」ということがある。）13条1項所定の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、被告が不特定

かつ多数の消費者との間でX i サービス契約及びF O M A サービス契約（以下「本件各契約」ということがある。）を締結するに当たり，法10条に規定する消費者契約の条項である別紙2契約条項目録記載の契約条項（以下「本件変更条項」という。）を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるなどと主張して，被告に対し，法12条3項に基づき，本件変更条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示の停止を求めるとともに，これらの行為の停止又は予防に必要な措置として，本件変更条項が記載された本件各契約に係る契約書の用紙を廃棄すること及び当該廃棄を指示する書面を従業員に対して交付することを求める事案である。

2 前提事実（証拠等によって認定した事実は末尾に証拠等を掲げた。その余は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

原告は，消費者の権利の確立に寄与することを目的とする特定非営利活動法人であり，法13条所定の内閣総理大臣の認定を受け，その後も認定の有効期間の更新を受けている適格消費者団体である（甲1，原告に係る登記簿記載の現在事項全部証明書）。

被告は，携帯電話の利用に係る通信サービス等の提供を目的とする株式会社である。

(2) 約款中の本件変更条項の存在とこれを含む本件各契約の締結

ア 本件各契約は，携帯電話の利用に係る通信サービス契約であり，不特定多数の相手方に対して均一な内容の給付をすることを目的とするものである（弁論の全趣旨）。

X i サービス契約についてはX i サービス契約約款があり，F O M A サービス契約についてはF O M A サービス契約約款がある（以下，2つの約款を併せて「本件各契約約款」という。）。本件各契約約款はいずれも，1条において，被告がこれらの約款を定め，これによりX i サービス又は

FOMAサービスを提供する旨を規定し、2条1項において本件変更条項を規定している。(甲2)

イ 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、本件変更条項を含む本件各契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行っており、今後も行いう予定である。

(3) 契約者に対する携帯電話の利用料金等の案内方法の変更の通知

被告は、平成26年7月14日、ウェブサイト上の「ドコモからのお知らせ」に「携帯電話ご利用料金等の案内方法変更について」と題する文書を掲載し、契約者に対し、概要、①被告は、環境保護の取組として、従来より紙媒体の削減に取り組んできたが、ウェブ請求の利用促進に向けた環境が整ってきたことから、毎月の携帯電話の利用料金等の契約者への案内方法について、平成27年2月請求分(同年1月利用分)から、従来の紙媒体による案内に代えて「eビリング」による案内を標準とすること、②「eビリング」とは、口座振替又はクレジットカード払を選択した契約者を対象に、携帯電話の利用料金等をインターネット等のウェブサイトや電子メールで確認できることとするサービスであること、③請求書払により利用料金を支払っている契約者については、支払方法の変更の申出がない場合、平成27年2月請求分から、1回の請求につき100円(税抜き)の発行手数料を負担してもらい、請求書を発行・郵送することを通知するとともに、ウェブサイト上の「My docomoからのお知らせ」に上記文書へのリンクを張り、同じ内容を報道発表した(乙2、11の1~3、12)。

この発行手数料は、eビリングにより携帯電話の利用料金等を確認している契約者との公平の観点から、契約者がインターネット機能の提供を受けている場合において、なお紙媒体による請求書等の発行を受けたときは、発行に係る費用(印刷費・郵送費等)の一部を負担させるために徴求するものであった(甲5)。

(4) 上記利用料金等の案内方法の変更のための本件各契約約款の変更

被告は、平成27年1月22日、本件各契約約款を変更して概ね次の内容の条項を追加して規定し、これらの追加条項は同年2月1日から実施された（甲3の1・2）。

5 ア 請求書等の発行を受けた場合の手数料支払条項

(ア) 本件各契約の契約者は、Xiサービス又はFOMAサービスの利用に係る請求書等の発行を受けた場合は、料金表第1表第7（請求書等の発行に関する料金）に規定する料金の支払を要する（Xiサービス契約52条の2、FOMAサービス契約68条の2）。

10 (イ) ①請求書等発行手数料のうち請求書の発行に係るものの手数料の額は、1契約について1通ごとに100円（税抜き）とする（本件各契約の料金表第1表第7の2）が、②①にかかわらず、契約者は、身体障がい者等割引の適用を受けている場合、インターネット機能（moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能、iモード機能
15 又はブラックベリー接続機能のことをいう。以下同じ。）の提供を受けていない場合等は、請求書等の発行に関する手数料の支払を要しない（同表第7の1）（以下、(ア)及び(イ)の条項を併せて「本件手数料条項」という。）。

20 イ 口座振替又はクレジットカード払を選択した契約者に対する利用料金通知サービス

(ア) 被告は、契約者から請求があったときは、利用料金等の支払方法が口座振替又はクレジットカード払でないときを除き、そのサービスの利用料金等の請求に係る情報の送付に代えて、請求データ蓄積装置に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いを行う（料金表通則
25 9項）。

(イ) 被告は、そのサービスにおいてインターネット機能の提供を受けてい

ること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジットカード払であることを確認したときは、その確認日において、当該サービスにつき契約者から上記(ア)の請求があったものとみなして取り扱う（料金表通則10項）。

5 (5) 本件手数料条項の導入に至る経緯

この間、被告は、①平成26年8月、各月の請求書を送付する際、本件手数料条項の導入を説明した「ドコモをご利用のみなさまへ重要なお知らせ」と題する書面（乙13の1）や「docomo Letter」（乙13の2）を同封するとともに、同請求書（乙14）のお知らせ欄において本件手数料条項の導入につき言及し、②契約者の保有する携帯電話に対し、SMS又はメッセージRを送信して、本件手数料条項の周知を図り、③請求書払の契約者等に対して書面（乙16の1・2）を送付して、本件手数料条項の周知を図るとともに、口座振替又はクレジットカード払に変更することでeビリングが利用可能になることを周知し、④店舗においてもカタログや注意書を用意して顧客への説明に対応した（乙13の1・2、14、15、16の1・2、17～19）。

15 (6) 携帯電話、PHS、スマートフォンの普及状況

日本国内における「携帯電話・PHS」及び「パソコン」の世帯普及率は、平成26年末時点でそれぞれ94.6%（うちスマートフォンは64.2%）、78.0%であり、平成27年末時点ではそれぞれ95.8%（うちスマートフォンは72.0%）、76.8%であって、携帯電話やPHS、特にスマートフォンの普及率の伸びが顕著である（乙1の1・2）。

被告は、7000万件を超える契約数がある（弁論の全趣旨）。

20 (7) 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の成立等

25 ア 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）は、平成29年5月26日成立し、同年6月2日公布され、平成32年4月1日から施行

される。

イ 同法の施行により改正される民法（以下「改正民法」という。）には、
定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であつて、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものという。以下同じ。）において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体である定型約款に関して、次の規定が置かれている。

「（定型約款の変更）

第548条の4

第1項 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。（以下略）」

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件変更条項は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項である（法10条前段）といえるか（争点(1)）。

（原告の主張）

ア 本件変更条項は、約款変更の要件及び範囲を何ら限定することなく、契約の一方当事者である被告に対して契約者の同意なく約款を変更する権限を付与し、契約者から契約内容の変更に関与する権限を奪うものである。

これは、契約は当事者の合意によりはじめて拘束力を持つという意思主義の原則のもと、民法521条以下の規定が当然の前提としている、契約内容を変更するためには原則として法律効果の発生に向けられた当事者の意思表示の合致が必要であり、当事者の一方が相手方の同意なく契約内容を変更することはできないという一般的な法理に比べて、契約者（消費者）の義務を加重する条項である。

イ 被告は、本件変更条項が存在しても、本件各契約約款の変更には一定の限界が存在するのであって、そのような限界があるからこそ、本件変更条項は法10条前段の要件を満たさないと主張する。

しかし、無限定である本件変更条項について、「合理的な変更」という抽象的な解釈を加えることにより約款変更権の限界を画するのは、現実的には極めて困難である。変更後の約款の有効性が争われる個別訴訟と異なり、消費者契約法に反する不当条項による将来の消費者被害を差し止めることを目的とする適格消費者団体の訴訟においては、個別救済的な限定解釈（無限定な約款変更条項について、解釈により合理的な制限を課すことにより、当該条項自体を有効と解釈すること）は適切ではなく、文理上不当な約款変更がされるおそれがある条項であれば、不当条項として差止請求が認められるべきである。

（被告の主張）

ア 契約の一方当事者による約款変更を禁じた任意規定や一般的な法理等は存在しない。したがって、本件変更条項については、比較の対象となる「公の秩序に関しない規定」が存在しないのであるから、「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する」か否かの議論を行う前提を欠いている。

イ 原告が比較の対象となる「公の秩序に関しない規定」として挙げる意思主義の原則は、その内容自体明確でなく、少なくとも約款に基づく合意の

効力を主張することは意思主義と何ら矛盾しないから、「公の秩序に関する規定」には当たらない。また、民法521条以下の規定は、いずれも約款変更を禁ずる任意規定ではない。

ウ のみならず、契約の一方当事者が相手方と個別の合意をすることなく行った合理的な約款変更の効力を認めた裁判例が複数存在していること、改正民法548条の4第1項において、定型約款準備者は個別に相手方と合意をすることなく合理的な定型約款の変更を行うことができる旨の規定が置かれたことに照らせば、契約の一方当事者は、個別に相手方と合意することなく、合理的な約款変更をすることができるという一般的な法理が既に確立しているというべきである。本件変更条項は、この一般的な法理に適うものであり、法10条前段の要件を満たさない。

エ したがって、本件変更条項は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は義務を加重するものではない。

(2) 本件変更条項は、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するもの（法10条後段）に当たるか（争点(2)）。

(原告の主張)

ア 本件変更条項は、文言上、約款変更について何らの制限を設けていない。そのため、契約者は、無限定に変更後の約款に拘束されると理解するほかなく、例えば料金を大幅に値上げするなど極めて不利益な約款変更であっても受け入れざるを得ないから、本件変更条項により契約者が被る不利益は甚大である。現に、被告は平成27年2月1日から、本件各契約約款中に、従前無料であった紙媒体の請求書を発行する際に1通当たり100円の手数料を徴収する旨の本件手数料条項を置くとの約款変更をしており、本件変更条項に基づいて契約者に不利益な約款変更を行っている。

また、被告と契約者との間の契約の多くは、契約者が2年以内に解約す

る場合には数万円の解約手数料を支払わねばならない旨の条項を含んでい
るため、契約者は、本件変更条項に基づく約款の変更には不満を持ったとし
ても、被告との契約から自由に離脱することができない。

5 イ 本件各契約約款中には、約款変更の手續が何ら規定されておらず、電気
通信事業法にも約款変更の際に認可等を要する旨の規定が存在しないた
め、本件変更条項に基づく本件各契約約款の変更の合理性や適正性を担保
する手續や制度はない。

10 ウ 電気通信事業は、元来高い公共性を有しているから、このような事業に
携わる被告は、事業者側の経営上の都合により契約者に不利益な約款変更
をすること自体、自制すべきである。また、被告は、契約者ごとに異なる
複数の料金プランや契約期間等を管理する技術及び設備を有しているの
であるから、契約内容を変更する必要がある場合には、本件変更条項を用
いて画一的に本件各契約約款の変更を行うのではなく、契約者の個別の同
意を取り付けたり、契約期間の満了を待って更新時に新たな内容の契約の
15 申込みをして相手方の承諾を得たりすれば足りるはずであり、それにもか
かわらず、そのような手順を踏まずに本件変更条項により本件各契約約款
を変更しようとするのは、専ら事業者である被告の営利上の目的に基づく
ものであるというべきである。

20 エ これらの事情を考慮すれば、本件変更条項は、信義則に反して消費者の
利益を一方的に害するものというべきである。

(被告の主張)

25 ア 本件各契約のような携帯電話の利用に係る通信サービス契約は、不特定
多数の相手方に対して均一な内容の給付をすることを目的としており、被
告が締結している契約数は7000万件を超えるところ、契約内容の変更
のために常に契約者の個別の同意が必要であるとすると、その意思確認の
実施のためのコストや契約者の同意の有無によりサービスの内容が異なる

ことに伴うコストが増大し、その結果、契約者が負担するサービス利用料が増大し、ひいては契約の相手方に均一な内容の給付をするという目的を達成すること自体が困難になるおそれがある。このような結果を回避するため、本件変更条項のような約款変更条項を設ける必要がある。

とりわけ、通信サービス事業の分野では絶え間なく技術革新が行われるため、他の事業に比べてサービスの利用条件の変更の頻度が高く、約款変更条項を設ける必要性は高い。

イ 他方で、民法1条2項、90条や消費者契約法に反する約款変更は無効であり、本件変更条項は、このような約款変更をも可能とする趣旨のものではなく、合理的な変更ができるとする趣旨のものであるから、原告が主張するような無制限の約款変更権を定めたものではない。

ウ なお、本件手数料条項は、①紙媒体の発行量の削減を目的として、②契約者のうち、その保有する携帯電話がインターネット機能を有しており、料金の支払方法として口座振替又はクレジットカード払を選択することで、eビリングにより利用料金等を確認できるにもかかわらず、紙媒体の請求書の発行を希望する者に対し、③当該発行に要する費用の一部として請求書1通当たり100円の負担を求めるものであって、保有する携帯電話がインターネット機能を有していない契約者や、身体障がい者等割引の適用を受けている契約者からは手数料を徴収していない。また、被告は、平成26年7月以降、契約者に対して本件手数料条項の案内及び周知を行っている。

これらの事情によれば、本件手数料条項の追加が信義則に反し契約者の利益を一方的に害する約款変更ではないことは、明らかである。

エ したがって、本件変更条項は信義則に反して消費者の利益を一端的に害するものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件変更条項は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合
に比して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の
条項である(法10条前段)といえるか。)について

5 (1) 法10条前段所定の「法令中の公の秩序に関しない規定」、すなわち任意
規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが
相当である(最高裁平成22年(オ)第863号, 同年(受)第1066号
同23年7月15日第二小法廷判決・民集65巻5号2269頁(以下「平成23年最高裁判決」という。)参照)。

10 そして、契約当事者は、当事者間で合意した契約内容に拘束される一方
で、合意していない事項については法的に拘束されず、契約内容を変更する
場合にはその旨の合意をしてはじめて変更後の契約内容に拘束されると解釈
するのが、私的自治の原則からの帰結であり、その意味で、上記解釈は一般
15 的な法理等に当たるものというべきである。そうすると、本件変更条項は、
契約の一方当事者である被告に対し、他方当事者である契約者の個別の同意
のないまま契約内容を変更する権限を与えるものであるから、契約者(消費
者)が自己の同意していない変更後の契約内容に拘束されるという意味にお
いて、一般法理等である上記解釈に比して消費者の義務を加重するものに当
20 たるというべきである。

20 (2) これに対し、被告は、裁判例や改正民法548条の4第1項の規定に照ら
し、契約の一方当事者は、個別に相手方と合意することなく、合理的な約款
変更をすることができるという一般的な法理が確立している旨主張する。

25 確かに、金融機関が預金契約の締結後に預金取引約款等に暴力団排除条項
を追加し、同条項に基づき預金契約を解約した事案において、変更後の預金
取引約款の条項及びその既存の契約への適用をいずれも有効と認めた裁判例
(福岡高裁平成28年(ネ)第321号同年10月4日判決・金融法務事情
2052号90頁(乙25), 東京地裁平成27年(ワ)第20310号同

28年5月18日判決・金融商事判例1497号56頁)は複数存在するものの、これらは、あくまでも各事案の事実関係の下で、暴力団排除条項の目的の正当性・公益性や、既存の預金契約に暴力団排除条項を適用しなければ同条項の目的達成が困難であることなどを理由とする下級審レベルの裁判例であるにとどまる。また、改正民法中に被告が主張する規定が置かれることは前記前提事実記載のとおりであるが、同規定は未だ施行されておらず、現時点では約款の変更に関する明文の規定がないから、約款の一方的変更の可否やこれが可能である場合の要件が改正民法のとおりであるとする確立した解釈があるということとはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、これらの裁判例や改正民法中の規定の存在から、現時点において、合理的な約款変更であれば相手方の合意がなくてもすることができるとの一般的な法理が確立しているとまでいうことはできず、この点に係る被告の上記主張は採用することができない。

(3) したがって、この点に係る原告の主張は理由がある。

2 争点(2) (本件変更条項は、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの(法10条後段)に当たるか。)について

(1) ある条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである(法10条後段)か否かは、消費者契約法の趣旨、目的(法1条参照)に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断すべきである(平成23年最高裁判決参照)。

(2) これを本件についてみるに、本件各契約は携帯電話の利用に係る通信サービス契約であり、不特定多数の相手方に対して均一な内容の給付をすることを目的とするものであることや、被告の契約件数が7000万件を超えることは、前記前提事実記載のとおりであり、このような本件各契約においてその内容を変更するために常に契約者の個別の同意が必要であるとすると、そ

の意思確認をするためのコストや、同意の有無により提供すべきサービスの内容に差異が生じることに伴うコストが増加する結果、契約者が負担するサービス利用料が増加し、ひいては相手方に対して均一な内容の給付をするという上記の目的を達成すること自体が困難になるおそれがある。

5 また、上記のとおり、本件各契約は携帯電話の利用に係る通信サービス契約であって、契約者全員が携帯電話機を所持していることからすると、携帯電話機や通信に係る技術革新等（近年、こうした技術革新等が極めて速い速度で進んでいることは、公知の事実である。）に応じて、高い頻度で契約内容を変更する必要性が生じることが推認されるところである。

10 これらの事情によれば、携帯電話の利用に係る通信サービスを提供する事業者である被告にとって、契約者との間の本件各契約の内容を画一的に変更する必要性が生じた際に、契約者の個別の同意を得ることなく契約内容を変更する必要性は高いのみならず、このような変更は上記のサービス利用料の増加等を回避でき、不特定多数の相手方に対する均一な内容の給付を可能にするという意味において、これらの者にとっても利益となる面があるものである。

15 (3) もっとも、本件変更条項により、契約者は、自己が個別に同意していないにもかかわらず変更後の契約内容に拘束されることになるのであるから、そうした意味で一定の不利益を被ることは否定できないところである。

20 しかしながら、約款の変更は、携帯電話の利用に係る通信サービス契約の目的に反し、又は変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして不合理なものであるなど、公序良俗に反すると認められる場合には、民法90条により無効となる。また、変更後の約款は、その内容が任意規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである場合
25 には、法10条により無効となる。

このように、本件変更条項が存在するからといって、上記のような約款変更が当然に有効となるわけではなく、本件変更条項により有効になし得る約款変更は上記の各場合に当たらないものに限られるから、本件変更条項により契約者が被る一定の不利益は重大なものであるとはいえない（なお、原告は、本件変更条項が法10条後段の要件に該当するかを判断するに当たっても、本件変更条項のような不当条項による将来の消費者被害を差し止めることを目的とする適格消費者団体の訴訟においては、本件変更条項に個別救済的な限定解釈を施してはならない旨主張するものとも解されるが、差止請求権を規定した法12条3項は、その要件の一つとして「第10条（中略）に規定する消費者契約の条項」と規定するのみであるから、本件変更条項が法10条に該当するとして法12条3項に基づき同条項を含む消費者契約の申込み等の差止を請求する訴訟と、変更後の本件各契約約款の有効性が争われ、その中で本件変更条項の法10条該当性が問題となる訴訟とで、法10条後段の解釈を異にすべき文言上の根拠は存しない。）。

(4) さらに、前記前提事実によれば、被告は、情報通信機器の普及率が急速に高まる中、環境保護の取組の一環として紙媒体の発行数のさらなる削減を目的として、契約者に対する利用料金等の通知方法を原則としてeビリングによることとし、あわせて、インターネット機能の提供を受けており、利用料金の支払方法を口座振替又はクレジットカード払にすることでeビリングにより利用料金等を確認できる契約者が、なお紙媒体の請求書等の発行を受けることを希望する場合には、その発行に係る費用（印刷費・郵送費等）の一部を徴求することとし、本件手数料条項を置いたことが認められる。したがって、本件手数料条項は、その目的が不当、不合理であるとか、携帯電話の利用に係る通信サービス契約の目的に反するなどということはできないばかりか、紙媒体の請求書等の発行を受ける契約者についてのみ生じる費用を同人に負担させることは、契約者間の公平にも適うものであって、内容も相当

なものである。

のみならず、前記前提事実によれば、被告は、本件手数料条項が追加された本件各契約約款の適用が開始される平成27年2月の半年以上前である平成26年7月以降、契約者に対し、Webサイトにおける公表や説明文書の郵送等、様々な方法で本件手数料条項の周知に努めてきたことが認められる。

(5) これらの事情によれば、①本件変更条項により本件各契約約款の内容を変更する必要性は高いのみならず、このような変更は契約者等にとっても利益となる面がある、②本件変更条項により契約者が被る不利益は重大なものであるとはいえない、③本件変更条項により追加された本件手数料条項について、その目的が不当、不合理であるとか、本件各契約の目的に反するなどということはできないばかりか、その内容も相当なものである（なお、被告は、本件手数料条項が追加された本件各契約約款の適用が開始される平成27年2月の半年以上前である平成26年7月以降、契約者に対し、様々な方法で本件手数料条項の周知に努めてきた。）というのであるから、こうした本件変更条項の性質や必要性、同条項により契約者が被る不利益の程度、同条項により追加された本件手数料条項の目的・内容の相当性等を総合的に考量すると、本件変更条項が、契約者と事業者である被告との間の情報や交渉力の格差を背景として、契約者（消費者）の法的に保護されている利益を信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害しているということはいえない。

(6)ア これに対し、原告は、本件変更条項は、文言上、約款変更について何らの制限を設けていないため、契約者は無限定に変更後の約款に拘束されると理解するほかないから、本件変更条項により契約者が被る不利益は甚大であることや、本件各契約約款中には約款変更の手續が何ら規定されておらず、電気通信事業法にも約款変更の際に認可等を要する旨の規定が存在

しないため、本件変更条項に基づく本件各契約約款の変更の合理性や適正性を担保する手続や制度はないことからすると、本件変更条項は消費者の利益を一方的に害するものであるなどと主張する。

しかしながら、公序良俗や信義則に反するような約款変更が本件変更条項により許容されるものではないことは、前記認定・説示のとおりである（実際にも、契約者が本件変更条項のような約款変更条項により変更された約款の効力を争う訴訟は、相当数提起されている（乙22, 23）。）から、仮に、本件各契約約款が契約者に不利益に変更されたとしても、そのことから直ちに、本件変更条項が信義則に反して契約者の利益を一方的に害するものであると断ずることはできない。

イ また、原告は、電気通信事業は高い公共性を有しているから、このような事業に携わる被告は、事業者側の経営上の都合により契約者に不利益な約款変更をすることを自制すべきであると主張するが、本件各契約約款の変更により規定された本件手数料条項の目的が不相当であるとはいえず、内容も相当であって契約者間の公平に適うことは、前記認定・説示のとおりである。

ウ さらに、原告は、被告が複数の料金プランや契約期間等を管理する技術等を有しているのであるから、契約内容を変更する必要がある場合には、契約者の個別の同意を取り付けるなどの方法によるべきであるなどと主張するが、7000万件を超える契約を抱える被告において、本件各契約の内容を変更するためには常に契約者の個別の同意が必要であるとする、意思確認等のためのコストが増大し、契約者が負担するサービス利用料が増大し、ひいては相手方に対して均一な内容の給付をするという本件各契約の目的を達成することが困難になることも、前記認定・説示のとおりである。

エ したがって、この点に係る原告の上記主張は、いずれも採用することが

できない。

(7) 以上によれば，本件変更条項が，民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるということはできず，他にこれを認めるに足りる証拠はない。

5 3 結論

以上の次第で，原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第8部

10 裁判長裁判官

大竹昭彦

15 裁判官

太田慎吾

裁判官千葉健一はてん補のため署名，押印できない。

20 裁判長裁判官

大竹昭彦

別紙 1

当 事 者 目 録

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目 1 1 番 5 号 埼玉県生活協同組合連合会内

5	原 告	特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
	同 代 表 者 理 事 長	池 本 誠 司
	同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	長 田 淳
	同	松 苗 弘 幸
	同	久 保 田 和 志
10	同	宮 西 陽 子
	同	佐 藤 徳 典
	同	貞 松 宏 輔
	同	木 村 智 博
	同	木 下 真 由 美
15	同	月 岡 朗

東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号

	被 告	株 式 会 社 N T T ド コ モ
	同 代 表 者 代 表 取 締 役	吉 澤 和 弘
	同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	横 山 経 通
20	同	奥 田 隆 文
	同	吉 田 和 央
	同	福 山 佳 子
	同	濱 瑛 子
		以上

25

別紙2

契 約 条 項 目 録

「X i サービス契約約款」2条及び「FOMAサービス契約約款」2条

5 「（約款の変更）

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2（省略）」

以上

これは正本である。

平成30年4月19日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 橋本 繭

